

第4 生活保護班

1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)

この原理は、生活保護法という法律の目的を規定した、最も根本的な原理であり、具体的には、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものである。

生活保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

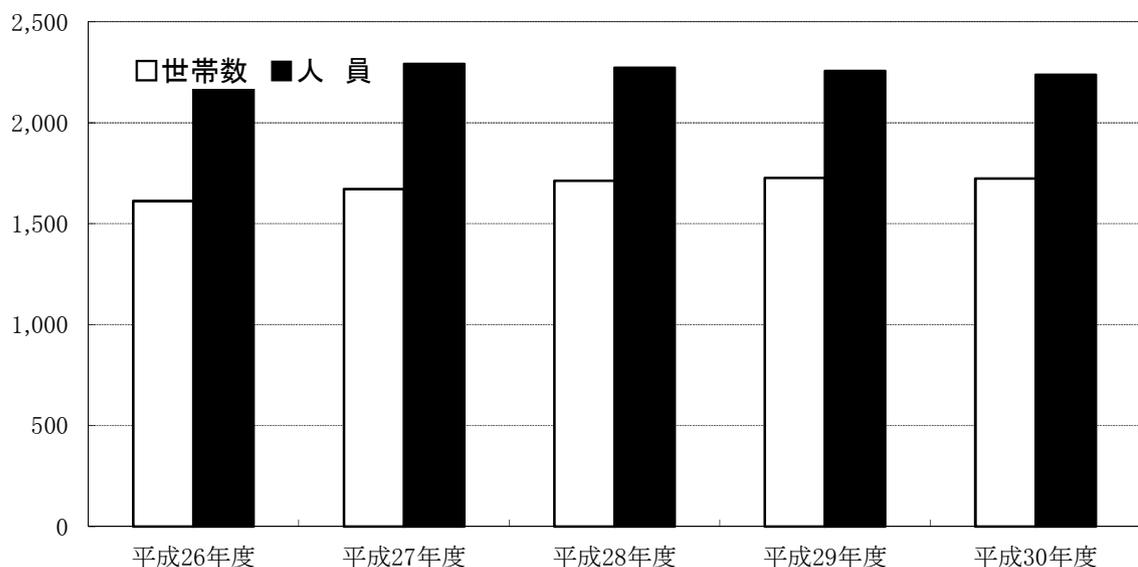
中部福祉事務所は管内8町村の生活保護業務を行っている。管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。その後は、増加を続けていたが、平成27年度以降は、減少傾向にある。

(1) 年度別保護の状況(年度末時点)

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率(%)	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		介護		医療		その他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成26年度	147,891	1,612	2,263	15.30	1,443	2,061	1,154	1,666	118	202	410	416	1,258	1,508	70	83
平成27年度	148,863	1,671	2,292	15.40	1,484	2,072	1,175	1,660	115	203	437	442	1,309	1,558	69	87
平成28年度	149,578	1,713	2,273	15.20	1,480	1,970	1,191	1,616	100	173	453	459	1,384	1,626	60	67
平成29年度	150,743	1,727	2,256	14.97	1,481	1,942	1,201	1,607	84	148	485	493	1,389	1,631	47	53
平成30年度	151,107	1,724	2,238	14.81	1,484	1,930	1,224	1,618	88	154	488	495	1,381	1,577	41	52

※ 扶助別世帯人員の「その他」は、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の合計値

※ 数値については、平成26年度まで遡及して改訂した。



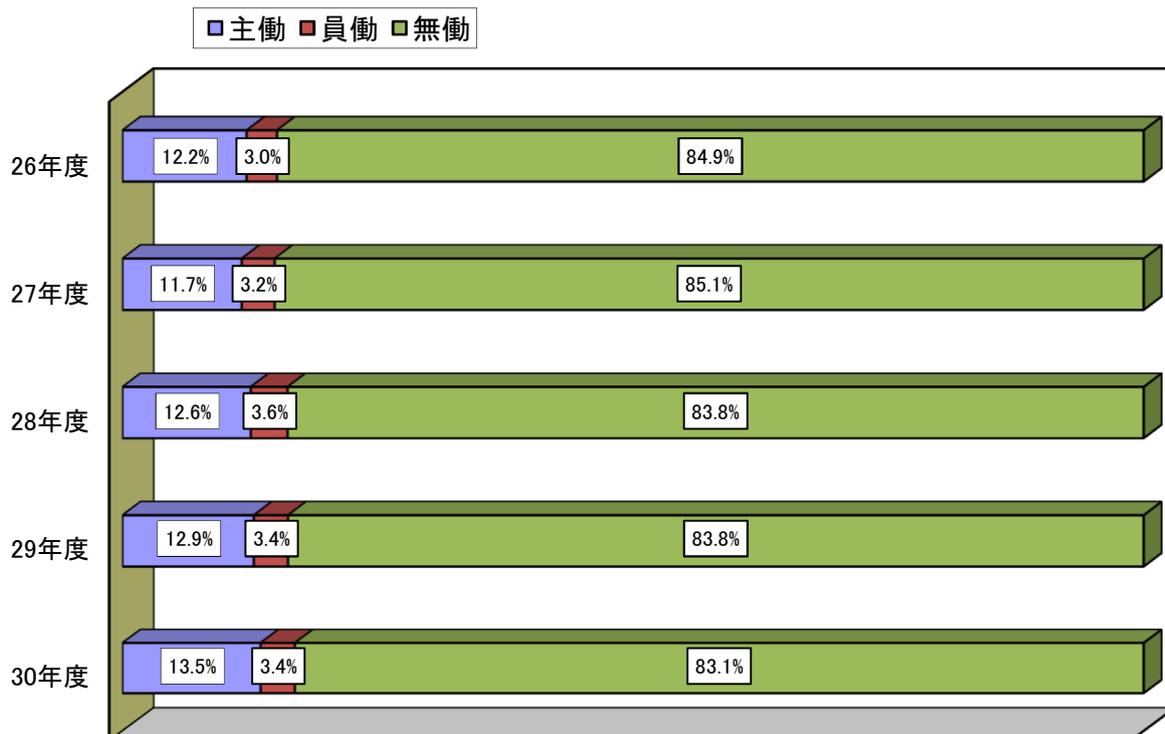
(2) 労働力類型別世帯の推移

平成30年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.6ポイント増加。世帯員が働いている世帯(員働)数は横ばいである。

ア 労働力類型別世帯数(年度末時点)

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
26	1,612	196	127	17	2	50	48	1,368	12.2%	3.0%	84.9%
27	1,671	195	112	12	2	69	54	1,422	11.7%	3.2%	85.1%
28	1,713	215	120	12	2	81	62	1,436	12.6%	3.6%	83.8%
29	1,727	222	123	13	1	85	58	1,447	12.9%	3.4%	83.8%
30	1,724	233	121	12	2	98	58	1,433	13.5%	3.4%	83.1%

イ 労働力類型別世帯数の構成比(年度末時点)



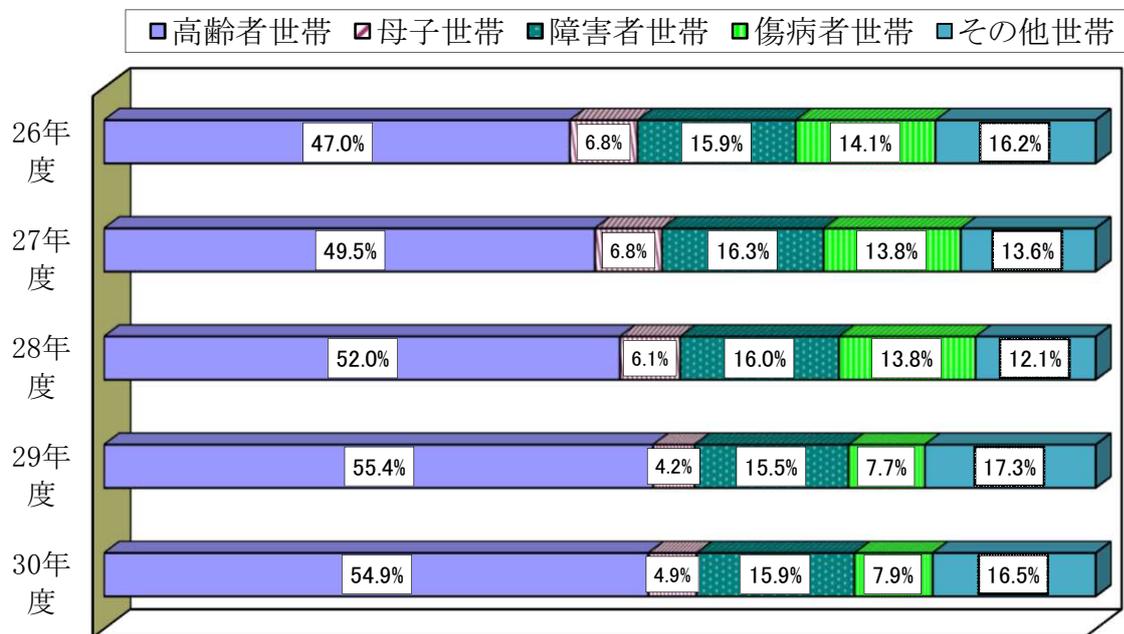
(3) 世帯類型別世帯の推移

平成30年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が0.5ポイント減となっており、母子家庭は0.7ポイント増、障害者世帯は0.4ポイント増となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移（年度末時点）

年 度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
26	757	110	257	227	261	1,612
27	827	113	272	231	228	1,671
28	891	104	274	236	208	1,713
29	956	72	268	133	298	1,727
30	946	84	274	136	284	1,724

イ 世帯類型別世帯数の構成比の年次推移(年度末時点)



(4)原因別保護開始・廃止の状況

平成30年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く36.0%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が30.4%、「その他」が48.0%、「働きによる収入増」が10.4%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が10.4%となっている。

○ 原因別保護開始・廃止の状況

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	疾病による収入減少 支出の増	死亡・別離・行方不明	減送少 喪失 年金等の	その他	総数	疾病の治療	働きによる収入増	死亡・失踪	年金・仕送り等 働きによらない収入増	その他
26	実数	249	12	78	9	77	73	214	1	25	56	9	123
	構成比(%)	100	4.8	31.3	3.6	30.9	29.4	100	0.5	11.7	26.2	4.2	57.4
27	実数	232	10	72	2	80	68	170	0	15	59	12	84
	構成比(%)	100	4.3	31.0	0.9	34.5	29.3	100	0.0	8.8	34.7	7.1	49.4
28	実数	278	10	119	6	73	70	243	0	21	92	14	116
	構成比(%)	100	3.6	42.8	2.2	26.3	25.1	100	0.0	8.6	37.9	5.8	47.7
29	実数	273	16	110	5	82	63	259	0	23	86	22	128
	構成比(%)	100	5.9	40.3	1.8	30.0	22.0	100	0.0	8.9	33.2	8.5	49.4
30	実数	258	8	93	4	80	73.0	260	2	27	79	27	125
	構成比(%)	100	3.1	36.0	1.6	31.0	28.3	100.0	0.8	10.4	30.4	10.4	48.0

(5) 保護開始・廃止の状況

平成30年度の保護の新規申請件数は410件で、前年度より3件減少。そのうち、保護開始決定したのは258件で前年度より15世帯減となっており、保護開始率は、3.2ポイント減となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年 度	申 請 (件)	却 下 (件)	取 下 (件)	開 始		廃 止		開始率 (%)
				世 帯	人 員	世 帯	人 員	
26	416	85	105	249	347	214	304	59.9
27	387	67	77	232	312	170	215	59.9
28	478	130	69	259	355	170	319	54.2
29	413	97	51	273	376	257	341	66.1
30	410	105	47	258	354	260	334	62.9

(6) 医療扶助の状況

平成30年度の医療扶助人員は1,577人、医療扶助率は70.46%で、前年度末より54人、1.84ポイント減となっている。

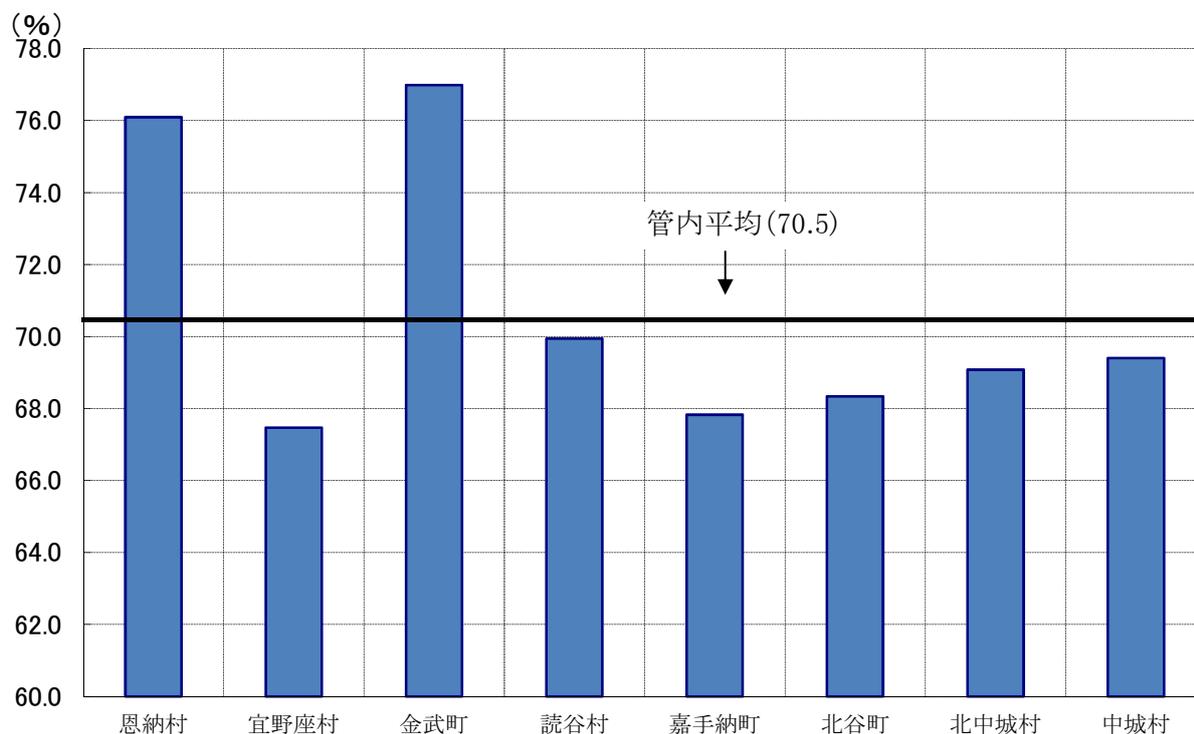
ア 医療扶助の推移(年度末時点)

年 度	被保護 人員	医療 扶助 人 員	医療扶助率(%)	入院(人)			入院外(人)		
				総数	精神	他	総数	精神	他
26	2,263	1,508	66.64	144	64	80	1,364	5	1,359
27	2,292	1,558	67.98	150	63	87	1,408	6	1,402
28	2,273	1,626	71.54	153	59	94	1,473	3	1,470
29	2,256	1,631	72.30	161	63	98	1,470	1	1,469
30	2,238	1,577	70.46	145	61	84	1,432	0	1,432

イ 町村別医療扶助の状況(平成30年度末)

町村名	被保護人員(①)	医療扶助人員(②)	医療扶助率(②/①) (%)
恩納村	92	70	76.1
宜野座村	83	56	67.5
金武町	365	281	77.0
読谷村	509	356	69.9
嘉手納町	401	272	67.8
北谷町	398	272	68.3
北中城村	207	143	69.1
中城村	183	127	69.4
計	2,238	1,577	70.5

ウ 町村別の医療扶助率の状況(平成30年度)



(7) 救護施設入所者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成31年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
入所者数		9	10	19	1	3	4	
出身地	恩納村	2	0	2	0	1	1	
	宜野座村	1	1	2	0	0	0	
	金武町	2	1	3	0	1	1	
	読谷村	1	3	4	0	0	0	
	嘉手納町	2	1	3	0	0	0	
	北谷町	1	1	2	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	3	3	0	0	0	
入所期間	1年未満	0	2	2	0	0	0	
	1年以上～3年未満	2	1	3	0	0	0	
	3年以上～5年未満	0	0	0	0	0	0	
	5年以上～10年未満	2	2	4	1	1	2	
	10年以上	5	5	10	0	2	2	
障害の種類	身体障害	1	1	2	0	0	0	
	精神障害	5	8	13	1	3	4	
	心身の重複障害	2	0	2	0	0	0	
	障害なし	1	1	2	0	0	0	
疾病の状況	精神科	6	8	14	1	3	4	
	一般	2	2	4	0	0	0	
	疾病なし	1	0	1	0	0	0	

(8) 町村別保護費支給状況

(平成30年度 単位：円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	3,791,047	3,077,325	20,171,478	25,213,454	20,076,712	20,575,850	10,803,704	8,489,417	112,198,987
5月	4,272,021	3,473,121	20,771,371	25,061,224	20,417,667	21,478,814	11,048,226	9,048,126	115,570,570
6月	3,757,998	3,174,660	21,044,801	24,845,917	20,659,571	19,863,093	11,609,642	8,516,360	113,472,042
7月	4,436,538	2,976,862	21,347,854	25,186,400	20,110,546	20,722,071	11,440,563	8,678,117	114,898,951
8月	4,157,930	2,932,097	20,979,724	24,462,560	20,029,317	19,588,575	11,789,024	8,824,023	112,763,250
9月	4,411,795	3,182,756	21,575,476	25,180,052	19,940,233	19,895,337	11,971,074	8,734,376	114,891,099
10月	4,208,730	3,009,908	21,236,707	25,453,785	19,985,990	19,899,363	11,431,550	9,265,955	114,491,988
11月	4,626,048	3,040,028	21,427,589	26,209,102	21,397,135	21,599,389	11,480,138	10,094,812	119,874,241
12月	5,690,950	3,684,510	25,451,095	30,688,834	26,049,052	26,144,090	13,596,048	11,137,948	142,442,527
1月	4,967,381	3,202,339	21,443,394	26,665,993	21,869,801	21,420,177	11,471,129	9,896,121	120,936,335
2月	5,194,806	3,271,586	20,426,496	26,058,374	21,445,849	21,359,764	12,199,181	9,341,892	119,297,948
3月	4,952,674	3,769,201	21,553,731	26,050,090	21,686,113	21,341,486	11,879,553	9,678,580	120,911,428
計	54,467,918	38,794,393	257,429,716	311,075,785	253,667,986	253,888,009	140,719,832	111,705,727	1,421,749,366